

2026年度開始の日における公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	鉄道技術及び鉄道労働科学に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査、技術基準に関する原案作成、関連する図書、資料及び情報の収集及び公開、関連する科学の振興に関する出版及び講習会の開催、診断、助言及び指導事業、国際規格に関する原案作成及び標準化の提案、資格認定事業を行う。	

〔1〕事業の概要について (注1)

<p>鉄道技術及び鉄道労働科学に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行い、もって鉄道の発展と学術・文化の向上に寄与するという目的を達成するため、この手段として、複数の事業を一まとまりの事業としてまとめた。</p> <p>1. 鉄道技術及び鉄道労働科学に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発事業 当法人は、その設立の趣旨に則り、車両、土木、電気、情報、材料、環境などの鉄道技術、人間科学などの鉄道労働科学に関する基礎から応用にわたる広範な分野の研究開発を行い、成果を社会に提供している。 研究開発の目標として、安全性の向上、生産性の向上、環境との調和、利便性の向上を設定し、「鉄道の将来に向けた研究開発」「実用的な技術開発」「鉄道の基礎研究」の3項目を研究開発の柱とし、効果的な研究開発を進めている。 その他、国庫補助金による研究開発、研究公募による研究開発、国・鉄道運輸機構からの委託研究も行っている。 研究開発の成果については、ホームページや定期刊行物の発行等により公表を行っている。 財源：定款による負担金（国鉄分割民営化時、国鉄再建監理委員会の答申において、「現在国鉄が有する鉄道技術研究所と鉄道労働科学研究所の両研究所はいずれの旅客鉄道会社にも所属しない財団法人として独立させ、今後ともその研究活動を継続するとともに、旅客鉄道会社等に対する技術移転及び技術指導を実施する機関として、その運営費は旅客鉄道会社等が一定の基準により分担する。」とされた。これにより、JR旅客会社、JR貨物会社から鉄道運輸収入の一定割合が負担金として鉄道総研に分担されている。）、補助金（国庫から補助を得たもの）、国費（技術基準の原案作成など、国からの委託を受けたもの）、委託費（民間から受けた委託費）、鉄道技術推進センター会費（会員を募り行っている事業において、会員から得たもの） 資産：当法人の実験棟・試験機器等</p> <p>2. 鉄道及びこれに関連する技術及び科学の調査事業 国内外の鉄道技術およびこれに関連する技術情報の収集・分析・評価を体系的かつ継続して行うとともに、その蓄積を図り、また鉄道の将来に向けた新しい技術や研究に資する種々の分野の技術動向調査を行っている。 調査結果はホームページ等で公開している。 財源：定款による負担金、鉄道技術推進センター会費</p> <p>3. 鉄道の技術基準に関する原案作成事業 当法人は、技術基準の作成事業を日本国有鉄道から引き継ぎ行ってきたもので、鉄道施設等の合理的な設計に資するため、国からの受託により設計標準等、技術基準に関する原案を作成している。また、国が技術基準の公表を行った後、解説書を作成し頒布している。 財源：国費、負担金、鉄道技術推進センター会費 資産：当法人の実験棟・試験機器等</p> <p>4. 鉄道及びこれに関連する図書、資料及び情報の収集及び公開事業 社会・経済・技術などの情勢の変化に応じて必要となる、国内外の鉄道技術情報の収集・蓄積と発信を行っており、また鉄道に関する図書・資料・統計を収集・保管し、データベースの構築、鉄道総研図書館の運営を行い、一般にも公開している。電子図書館による情報提供を目的として、図書室所蔵資料の電子データ化作業を行っている。 財源：定款による負担金、実費（例えば「鉄道地震被害推定情報配信システム(DISER)」において個別の鉄道事業者等に応じた情報の提供等を行う場合、その部分については必要経費（実費）を収受している。） 資産：当法人の図書館・データベース</p> <p>5. 鉄道及びこれに関連する技術及び科学の振興に関する出版及び講習会の開催事業 研究開発成果や活動状況について、毎月テーマを決めた定例の発表会（月例発表会）、年1度の全体的な発表（鉄道総研講演会）を通じて適時紹介するとともに、鉄道技術の向上のために技術講座を開催し、広く一般への技術普及と技術者の育成をしている。また、定期刊行物等（鉄道総研報告、RRR、QR）を発行（電子版での発行を含む）し、研究成果等をまとめた出版活動を行っている。 財源：定款による負担金 資産：当法人の実験棟・試験機器等</p>
--

6. 鉄道及びこれに関連する技術及び科学に関する診断、助言及び指導事業

鉄道事業者等の要請による事故原因調査、技術指導・助言、講師派遣のコンサルティング等を行っている。

財源：定款による負担金、鉄道技術推進センター会費

7. 鉄道の国際規格に関する原案作成及び標準化の提案事業

国土交通省主催の鉄道技術標準化調査検討会の示す方針や提言などに基づき、国際電気標準会議(IEC)の鉄道関係専門委員会(TC9)の国内審議団体としての活動に加え、国際標準化機構(ISO)の鉄道関連規格の審議事務局としての活動を行っている。また、国際標準化の戦略検討を進め、国際規格の新規提案や発行された規格の活用支援などを行うとともに、積極的な情報発信を行っている。

財源：定款による負担金、鉄道国際規格センター会費

8. 鉄道及びこれに関連する技術及び科学に関する資格認定事業

鉄道設計業務を総合的に管理できる技術能力を客観的に証明することにより、鉄道技術全体の向上を図ることを目的として、鉄道事業法施行規則に基づく鉄道設計技士試験(平成16年度国土交通大臣登録)を行い、技術向上及び技術者の育成を行っている。

鉄道設計技士試験は、平成8年度より毎年1回実施しており、法令に定める一定の条件を満たした試験実施機関が行う試験として国土交通大臣の登録を受けており、わが国で唯一の鉄道技術に関する登録試験である。

鉄道設計業務に関して十分な経験に基づく高度な管理能力および必要な知識を有することを確認するため、鉄道土木、鉄道電気、鉄道車両の試験区分ごとに、3科目の筆記試験を実施している。

財源：受験料、定款による負担金、鉄道技術推進センター会費

鉄道技術推進センター

鉄道事業を取りまく環境が厳しさを増す中で、鉄道技術に関する様々な課題を解決していくため、鉄道技術関係者が会社や技術分野の垣根を越えて協調連携活動を行う場として、設置された。技術力の維持・向上、技術の体系化と課題解決、技術情報サービスを活動の柱として、技術的ニーズに適切に対応している。

鉄道国際規格センター

国土交通省主催の「鉄道技術標準化調査検討会」の示す方針や提言などに基づいて設置され、国際標準化の戦略的検討、国際規格の審議、国際規格情報の収集と発信を活動の柱の中心に、広く鉄道に関する国際規格の審議について一元的に対応している。また、国際規格の新規提案や発行された規格の活用など、積極的な情報発信を行っている。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号から第8号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
01	鉄道技術及び鉄道労働科学に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発等を行っている。鉄道の発展のための技術開発・研究開発を主としており、別表の1号学術及び科学技術の振興を目的とする事業の種類に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(7) 技術開発、研究開発	<p>1.当該技術開発、研究開発が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該技術開発、研究開発に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>1. 鉄道技術及び鉄道労働科学に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発事業</p> <p>(1)当法人は、定款第4条第1項第1号に示す通り、鉄道の発展のための研究開発を行い、成果は日本全国の鉄道事業者、公共交通機関、交通に関する研究機関等に提供をし、科学技術の普及をすることを主たる目的として位置付けている。また、ホームページなどの方法により明らかにしている。</p> <p>(2)当法人はホームページ及び刊行物・成果発表会等で、終了した研究テーマの名称や結果を公表している。また、一般からの問い合わせについて、対応する箇所を定めて答えている。</p> <p>(3)当法人は研究職員のうち大学・大学院卒業の者がそのほとんどを占めている。また、各分野ごとの研究開発に博士や技術士などを取得した専門家が適切に関与している。</p> <p>(4)各種データを取得する作業を部外委託する場合もあるが、データの解析・評価は研究者が全て直轄で行っており、研究開発を丸投げする事はない。</p>	
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>2. 鉄道及びこれに関連する技術及び科学の調査事業</p> <p>(1)当法人は、定款第4条第1項第2号に示す通り、鉄道の発展のための調査・収集を行い、成果は日本全国の鉄道利用者、すなわち不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けている。また、ホームページなどの方法により明らかにしている。</p> <p>(2)当法人はホームページ及び刊行物・成果発表会等で、調査の名称や結果を公表している。また、一般からの問い合わせについて、対応する箇所を定めて答えている。</p> <p>(3)当法人は研究職員のうち大学・大学院卒業の者がそのほとんどを占めている。また、各分野ごとの研究開発に博士や技術士などを取得した専門家が適切に関与している。</p> <p>(4)各種調査作業を部外委託する場合もあるが、調査・収集したデータの解析・評価は研究者が全て直轄で行っており、調査・収集を丸投げする事はない。</p>	

(7) 技術開発、研究開発	<p>1.当該技術開発、研究開発が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該技術開発、研究開発に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>3. 鉄道の技術基準に関する原案作成事業</p> <p>(1)当法人は、定款第4条第1項第3号に示す通り、鉄道の発展のための技術基準の原案作成を行っており、成果は日本全国の鉄道利用者、すなわち不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けている。また、当法人で作成された技術基準の原案は、国を通じて、技術基準となり公開されている。</p> <p>(2)当法人は国が公表した後、ホームページ及び刊行物・成果発表会等で、技術基準が改正された情報を提供し、同時に解説本等の頒布を行っている。また、一般からの問い合わせについて、対応する箇所を定めて答えている。</p> <p>(3)当法人は研究職員のうち大学・大学院卒業の者がそのほとんどを占めている。また、各分野ごとの研究開発に博士や技術士などを取得した専門家が適切に関与している。</p> <p>(4)各種データを取得する作業を部外委託する場合もあるが、データ解析・評価は研究者が全て直轄で行っており、丸投げする事はない。</p>	
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>4. 鉄道及びこれに関連する図書、資料及び情報の収集及び公開事業</p> <p>(1)当法人は、定款第4条第1項第4号に示す通り、鉄道の発展のため鉄道に関する図書・資料・情報を収集しており、収集した資料等は当法人図書館及びデータベースで管理し、一般にも公開し、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けている。図書室所蔵資料の電子データ化作業を行い、利便性の向上を図っている。また、ホームページなどの方法により明らかにしている。</p> <p>(2)当法人はホームページ等で最新情報を公表している。また、一般からの問い合わせについて、対応する箇所を定めて答えている。</p> <p>(3)当法人は研究職員のうち大学・大学院卒業の者がそのほとんどを占めている。また、各分野ごとの研究開発に博士や技術士などを取得した専門家が適切に関与している。</p> <p>(4)収集した情報を整理する作業を部外委託する場合もあるが、データベースの情報等は研究者が確認しており、丸投げする事はない。</p>	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等にに応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>5. 鉄道及びこれに関連する技術及び科学の振興に関する出版及び講習会の開催事業</p> <p>(1)当法人は、定款第4条第1項第5号に示す通り、鉄道の発展のために講座開催や出版物の頒布を行って、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けている。また、ホームページなどの方法により明らかにしている。</p> <p>(2)当法人はホームページ及び総研刊行物において、講演会・発表会・技術講習会の日程・概要を公開しており、講演会・発表会は無料で聴講できる。技術講習会は、実費相当程度の費用で参加可能であり、不当に高額な受講料ではない。また、技術講習会受講者の制限は設けておらず、受講の機会は一般に開かれている。</p> <p>(3)当法人は研究職員のうち大学・大学院卒業の者がそのほとんどを占めている。また、各分野ごとの研究開発に博士や技術士などを取得した専門家が適切に関与している。</p> <p>(4)発表者・講演者・講師及び主筆者は、ほとんどが当法人の職員が行っており給与以外支払っていない。外部講師及び主筆者に対しては、社会通念上問題のない範囲で支給しているため、講師等に対して過大な報酬が支払われることにはなっていない。</p>	

(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>6. 鉄道及びこれに関連する技術及び科学に関する診断、助言及び指導事業</p> <p>(1)当法人は、定款第4条第1項第6号に示す通り、鉄道の発展のための相談助言を行い、成果は日本全国の鉄道利用者、すなわち不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けている。また、ホームページなどの方法により明らかにしている。</p> <p>(2)鉄道事業者・鉄道関連業者に対して専用の対応箇所を設け行っている。また、一般からの問い合わせについて、対応する箇所を定めて答えており、相談、助言を利用できる機会が一般に開かれている。</p> <p>(3)当法人は研究職員のうち大学・大学院卒業の者がそのほとんどを占めている。また、各分野ごとの研究開発に博士や技術士などを取得した専門家が適切に関与している。</p>	
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>7. 鉄道の国際規格に関する原案作成及び標準化の提案事業</p> <p>(1)当法人は、定款第4条第1項第7号に示す通り、鉄道の発展のために国際規格に関する調査、検討、審議、発信を行っており、成果は日本全国の鉄道利用者、すなわち不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けている。また、ホームページなどの方法により明らかにしている。</p> <p>(2)当法人で審議した国際規格は、国際電気標準会議および国際標準化機構を通じて公開され、受益の機会が一般に開かれている。</p> <p>(3)当法人は研究職員のうち大学・大学院卒業の者がそのほとんどを占めている。また、各分野ごとの研究開発に博士や技術士などを取得した専門家が適切に関与している。</p> <p>(4)原案作成・標準化の提案には、研究者及び事務職員が適切に関与しており、丸投げする事はない。</p>	
(2) 資格付与	<p>1.当該資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該資格付与の基準を公開しているか。</p> <p>3.当該資格付与の機会が、一般に開かれているか。(注)ただし、高度な技能・技術等についての資格付与の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>4.資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。 (例:個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除)</p> <p>5.資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>8. 鉄道及びこれに関連する技術及び科学に関する資格認定事業</p> <p>(1)当法人は、定款第4条第1項第8号に示す通り、鉄道技術の向上を図ることで、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けている。資格認定の対象となる鉄道設計技士試験は、鉄道事業法施行規則第24条の2による登録試験制度である。</p> <p>(2)資格付与の基準は、試験の募集要項及びホームページにより公開している。</p> <p>(3)鉄道事業者の現場技術者の技術試験であり、受験資格として実務経験を規定しているが、他の制限は行っておらず、機会が一般に開かれている。また、受験料は社会通念上問題のない額としている。</p> <p>(4)企画、実施の2つの委員会を設け、企画委員会は試験制度に関する検討事項の審議を行い、実施委員会が出題方針、採点方針・試験問題の決定、合否判定結果の承認を行う。これにより審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在している。</p> <p>(5)企画委員会、実施委員会とも学識経験者、専門家、研究者にて構成されており、審査に当たって専門家が適切に関与している。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
登録試験制度	鉄道事業法施行規則第24条の2	国土交通省鉄道局技術企画課

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等	定款(法人の事業又は目的)上の根拠
収 1	研究開発で得られた成果等を活用し、個別に委託された研究開発等の請負業や、特許などの無体財産権提供業及び、公益目的事業に使用していない不動産を活用した不動産貸付業を行う。	第4条第1項第1号、第4条第1項第10号
事業の内容		
<p>1. 委託された研究開発等の請負業 国・地方自治体や独立行政法人等の機関又は鉄道事業者等の民間会社から委託された研究開発等であって、成果を委託元のみ提供するものを請け負う。 研究開発の結果を広く鉄道事業者等に使用して貰うための開発商品販売及び委託元に応じた商品開発・管理業務を行う。商品にはハードウェア及びソフトウェアの双方を含む。</p> <p>2. 無体財産権提供業 研究開発により得られた成果を無体財産権(主に特許の使用許諾権)として、一般に提供する。</p> <p>3. 不動産貸付業 所有不動産のうち、公益目的事業に使用していないものを活用した不動産貸付業を行う。</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注1)		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について(注2)		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください(認定法第7条第2項第3号)。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。